

～高齢者世帯等除雪にお困まりの方の費用を支援～

要援護世帯等除雪支援事業

自力で除雪することが困難であると認められる高齢者や身体障がい者等で構成される世帯に対し、冬期間の生活の安全と安心を確保するため、除雪費用に対して支援を行います。



対象者は・・・ 真庭市に住所がある方で

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯
- (2) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- (3) 身体障害者手帳1級から4級までの人のみで構成される世帯
- (4) 介護保険制度で要支援1以上の認定を受けている人のみで構成される世帯
- (5) 前各号に規定する人のみで構成される世帯

***助成の対象は、事業者に委託した除雪作業の費用とします。ただし、親族、近隣の住民等の協力により除雪を行うことができると認められる世帯は除きます。**



事業の内容は・・・

居住の用に供する家屋の

- (1) 玄関前から公的な除雪の対象となっている道路までの除雪
- (2) 屋根の雪下ろし
- (3) 前号の屋根の雪下ろしにより下ろした雪の生活上必要最小限の処理



助成金額は・・・

助成金の額は、除雪に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満に端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とします。ただし生活保護世帯については、除雪に要した費用の全額を助成します。

※年度あたり、20,000円を上限とします。

●申請について

助成金の交付を受けようとする方は、『真庭市要援護世帯等除雪支援事業助成金交付申請書』に除雪に要した費用の支払が証明できる書類（領収書の原本等）を添えて、福祉課又は各振興局市民サービス窓口にご提出ください。

真庭市役所健康福祉部	福祉課	(0867) 42-1581
北房振興局	地域振興課	(0866) 52-2113
落合振興局	地域振興課	(0867) 52-1111
勝山振興局	地域振興課	(0867) 44-2925
美甘振興局	地域振興課	(0867) 56-2610
湯原振興局	地域振興課	(0867) 62-2012
蒜山振興局	地域振興課	(0867) 66-2510